

販売士のいる優良店 標示登録制度のご案内



—「販売士のいる優良店」標示登録制度とは—

「販売士」は、日本商工会議所・全国商工会連合会が、経済産業省中小企業庁の後援により実施しているリテールマーケティング（販売士）検定試験の合格者に付与される、小売・流通業界で唯一の公的資格です。販売士は「販売のプロ」として、小売業をはじめ、製造業、卸売業、サービス業などのさまざまな分野で活躍しています。

一般社団法人日本販売士協会が実施している「販売士のいる優良店」標示登録制度は、販売のエキスパートがいる質の高いお店であることを消費者にアピールし、信頼感をアップさせると同時に、標示登録店としての使命を店ぐるみで再認識し、優良適価の商品販売と消費者サービスの向上に一層の努力を傾注していただくことを趣旨としています。

（申請方法）

1. 登録の申請は1店舗ごとに行ってください。
2. 登録の有効期限は5年です。ただし、更新登録により有効期限はさらに5年延長されます。
3. 登録料は、1申請につき10,000円（税込）です。ただし、5年ごとに行う更新のための登録料は1申請につき5,000円（税込）です。登録料は、指定の口座に振り込みでお支払いください。
4. 登録申請書（別紙）に必要事項をご記入のうえ、一般社団法人日本販売士協会にご提出ください。

一般社団法人 日本販売士協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCU ビル 6階

TEL : 03-3518-0190 FAX : 03-3518-0192 E-mail : nippankyo@rams.gr.jp

URL : <http://www.hanbaishi.com>

日本販売士協会 取扱用

2022年10月現在

1 (目的)

「販売士のいる優良店」標識登録制度の実施により、標識登録店に対し優良適価の商品販売と消費者サービス向上への使命感の高揚を促す一方、販売士制度に対し一般消費者の認識と理解を深め、もって販売士制度の普及振興とわが国小売商業の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 (登録資格)

(1)前項の目的に賛同していること。

(2)リテールマーケティング(販売士)検定試験に合格した販売士有資者(以下「販売士」という)を雇用する小売業者であること。

(3)①～④いずれかの会員であること。

①商工会議所、②商工会、③当該地域の販売士協会(一般社団法人日本販売士協会の正会員)、④一般社団法人日本販売士協会

(4)同小売業者またはその被雇用者である販売士が小売商業の健全な秩序に係る法令・条例による処罰を受けていないもの、または処罰を受けてから相当期間を経過したものであること。

3 (申請)

登録を希望する小売業者は、所定の申請書に必要書類を添え、本協会に申請するものとする。この場合、販売士の在籍数に応じた複数の登録を申請することができる。また、登録の申請は一店舗ごとに行うこととする。

4 (推薦)

登録を希望する小売業者は、申請にあたって、会員として所属する①商工会議所、②商工会、③当該地域の販売士協会(一般社団法人日本販売士協会の正会員)の推薦を受けることができる。

5 (受理)

本協会は、登録を申請した小売業者等に対して、申請内容を確認するため、必要に応じて照会を行う。

6 (登録証および標識の貸与)

本協会は、前項の登録申請を受理した登録料の入金を確認した後、被登録店に対し登録証および「販売士のいる優良店」の標識(以下「標識」という)を貸与するものとする。

7 (標識の標示)

標識は、消費者の目にとまりやすい場所に標示するものとする。

8 (登録の有効期間および更新)

登録の有効期間は、本協会が登録申請を受理した日の翌月1日から5年とする。ただし、第4項の申請手続きにより登録を更新することができる。

9 (登録の更新申請期限)

登録の更新申請は、登録の有効期限前1カ月以内に行わなければならない。

10 (登録料)

登録料は、1申請につき10,000円とする。ただし、更新のための登録料は、1申請につき5,000円とする。なお、既納の登録料は、いかなる事由がある場合においてもこれを返戻しない。

11 (標識の再交付)

破損のため標識の再交付を希望するときは、所定の申請書に再交付手数料を添え、本協会に申し込むものとする。この場合の再交付手数料は、前項の登録料と同額とする。

12 (転貸の禁止)

標識は、いかなる事由がある場合においても、他にこれを転貸してはならない。

13 (登録証および標識の返還)

登録の有効期限にかかわらず、第2項の要件を具備しなくなったときは、遅滞なく、本協会に登録証および標識を返還しなければならない。

14 (標識取付等の経費)

標識の取付、修繕または返還等に要する経費は、被登録店の負担とする。

15 (販売士合格章等の着用)

被登録店において販売業務に従事する販売士は、販売士たることを標示する販売士合格章、または地元販売士協会もしくは被登録店において制定の胸章等を着用するものとする。

— 標識見本 —



ロゴマークは、消費者・販売士・経営者の連携を表しています

壁掛け・卓上兼用
プラスチック製
縦27cm×横20cm×厚さ0.5cm